

インドネシア 外資規制

インドネシアでは、多くの業種・業態に対して、様々な外資規制が存在します。 従って、「ネガティブリスト」等に目を通し、投資を考えている業種が投資規制分野でないことを確認する必要があります。

項目	内容					
主な規制	投資法 ネガティブリスト					
禁止業種	農業(大麻)、林業、工業(アルコール飲料等)、運輸、情報通信、文化・観光のうち特定の業種					
制限業種	 ■ 投資ネガティブリストは、特定の業種につき以下の制限を定める ・中小事業・協同組合のために留保される分野 ・外資の出資比率が制限される分野 ・投資ロケーションが限定される分野 ・ 投資ロケーションが限定される分野 ・ 管轄省庁などから特別な許可を要する分野 ・ アセアン諸国よりの投資で、外資の出資比率および投資ロケーションが制限される分野 ■ 制限業種例示					
その他	■ 土地所有権はインドネシア人の個人だけに認められる⇒PMA企業(外資出資企業)は、建設権、開発権、使用権等を取得し、事業を行う必要がある■ 外資規制に関して、明確な解釈、運用が固まっていない点は留意が必要(当局への相談は必須)					
投資奨励政策	■ 以下のような投資奨励策がある ・経済統合開発地域(KAPET)に所在する企業に対する課税等に対する優遇措置 ・特定業種・地域への投資に対する所得税便宜 ・パイオニア産業への投資に対する法人税一時免除(タックスホリデー) 等					



インドネシア

日本とのガバナンス比較(1/2)

最低資本金制度(5,000万ルピー)が存在します 合併、営業譲渡等の組織再編行為には重大決議(3/4以上の議決権)を要します

項目		インドネシア			日本		
		公開	非公開		公開	非公開	
根拠法		会社法、資本市場法			会社法		
最低資本金				1円			
株主総会	最低株主数	SAMPLE			各証券取引所の規定による	1名以上	
	議決権			1株1議決権			
	召集手続				召集通知(14日前)	召集通知(7日前)	
	召集請求権				原則、総株主の議決権の3%以 上+6ヶ月以上継続保有	原則、総株主の議決権の3%以上	
	定足数			普通、特別:原則過半数 特殊:原則2/3			
	開催時期			年に1回(決算日後3ヶ月以内)			
	普通決議			議決権の過半数			
				増資 取締役の報酬 財務諸表及び利益処分の承認・・・等			
	特別決議			2/3以上			
				定款変更、増資、合併・・・等			
	特殊決議			3/4以上			
	(重大決議)			非公開化等			



インドネシア 日本とのガバナンス比較(2/2)

監査役会(コミサリス会)の権限は日本に比して強大です 取締役の職務執行を暫定的に停止 定款に規定することで、一定の期間会社の経営を行うことができる等、外資企業は会計監査人の設置が強制されます

項目 インドネシア 日本 公開 非公開 公開 非公開 取締役会 設置義務 有り 無し 有り 取締役数 3名以上 1名以上 選仟 株主総会普诵決議 解任 株主総会普通決議 報酬 株主総会普通決議(総額) 定足数 過半数 決議要件 過半数 監査役会(コミサ 大会社かつ公開会社は設置強 設置義務 任意 SAMPLE リス会) 会計監査人 設置義務 大会社は設置強制 取締役会決議 報酬 被選資格者 公認会計士又は監査法人 配当 決議機関 株主総会 会計監査人設置等一定の要件を満たす場合は取締役会 利を 財源規制 資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するま では、配当により減少する剰余金の10分の1の額を積立



インドネシア

会計基準とIFRSの比較

インドネシア会計基準はその多くがIFRSを元に作成されており、IFRSとほぼ同等のものとされています

PSAK	Source	項目		PSAK	Source	項目				
2011/1/1~適用開始(24項目)				2012/1/1~適用開始(27項目)						
PSAK23	IAS18	収益		PSAK16	IAS16	有形固定資産				
F		'		'						
F										
F										
F										
F	SAMPLE									
F										
F										
F										
F										
F										
F										
F										
-										

© Sensing Asia 2014 4



インドネシアインドネシア税制の概要





インドネシア インドネシア雇用法制の概要

